○**内閣府告示第千五百二十六号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡県京都郡みやこ町

二　地域再生計画の名称　自然・歴史・文化が融合したまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県京都郡みやこ町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○**内閣府告示第千五百二十七号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐賀県及び伊万里市

二　地域再生計画の名称　『いまり』の多様な地域づくりのための道づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　伊万里市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○**内閣府告示第千五百二十八号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県

二　地域再生計画の名称　浅茅湾マグロ養殖にかかる給餌・給氷基地整備の連携計画

三　地域再生計画の区域の範囲　平戸市、松浦市及び対馬市の区域の一部（調川港、竹敷港、生月漁港及び三浦湾漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○**内閣府告示第千五百二十九号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県

二　地域再生計画の名称　浅茅湾マグロ養殖にかかる給餌・給氷基地整備の連携計画

三　地域再生計画の区域の範囲　平戸市、松浦市及び対馬市の区域の一部（調川港、竹敷港、生月漁港及び三浦湾漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○**内閣府告示第千五百三十号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県及び熊本県球磨郡多良木町

二　地域再生計画の名称　農林業生産の高効率化と住民の安心できるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県球磨郡多良木町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○**内閣府告示第千五百三十一号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第百一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県

二　地域再生計画の名称　宮崎の復興を支えるみなとづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　日向市並びに宮崎県児湯郡新富町及び都農町の全域並びに宮崎市の区域の一部（平岩港、都農漁港及び富田漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○**内閣府告示第千五百三十二号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百二十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県

二　地域再生計画の名称　港がかなえる豊かな都市・串間

三　地域再生計画の区域の範囲　串間市の区域の一部（福島港、市木漁港及び都井漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○**内閣府告示第千五百三十三号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百二十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び宮崎県東臼杵郡諸塚村

二　地域再生計画の名称　支え合う全村森林公園づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県東臼杵郡諸塚村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○**内閣府告示第千五百三十四号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百二十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び宮崎県東臼杵郡椎葉村

二　地域再生計画の名称　自然と共存する快適なむらづくり計画